

機能していかないと、都市内分権まで発展していかないと。

藤野町委員

地域自治区の設置期間は、平成23年3月31日までとなっているが、その時、総合事務所はどうなっているのか。総合事務所が出張所になってしまうのか。

企画部会

都市内分権が現状より後退することはないと思うので、総合事務所が出張所になることはない。引き続き、このような性格の事務所が存続すると考える。

総務部会

現在の藤野町役場は、住民サービス、地域の拠点として窓口業務、まちづくりや産業振興などを支援する機能を持つ総合的な事務所として位置付けることとしている。また、総合事務所は、地域自治区の事務所の機能も持つことから、引き続き位置付けられると理解願いたい。

藤野町委員

地域自治区の設置期間を平成23年3月31日と限定しているが、住民の意向を反映して決めるべきものではないか。また、それまでに都市内分権が確立されているのか。

企画部会

平成23年3月31日までとしたのは、都市内分権のあり方の検討期間と整合を図ることとしたためである。また、都市内分権の検討結果の状況により、設置期間等の協議事項を変更する措置を講ずることができるとしている。

藤野町委員

都市内分権については、平成23年4月を目途に検討することになっているが、現在、相模原市においても都市内分権の検討が進められており、地域自治区と並行して考えていくということか。

企画部会

相模原市では、平成23年4月から都市内分権を進めるため、本年度、18地区(12出張所区、6公民館区)から2地区をモデル地区として選んで、都市内分権を検討していく。さらに、来年度2地区増やして検討していく予定である。藤野町の地域自治区についても、同じような位置づけの中、今後、平成23年4月に向けたモデル地区として様々な事業を行っていきたいと考える。

藤野町委員

地域協議会はどんな権限が与えられ、機能していくのか。

企画部会

地域協議会の権限は地域自治区の設置に関する協議第8条(下段参照)に、地域協議会が自ら意見を述べる事ができる事項、また、合併協議会における協議事項や重要な事務事業の調整方針の変更など、市長が地域協議会の意見を聴かなければならない事項として規定されている。さらに、単に地域協議会から意見をいただくのではなく、提案された意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならないと規定している。

藤野町委員

議会が住民の意に反した場合、それに対して住民は議会の解散請求をすることも可能であるが、地域協議会においては住民チェック機能はあるのか。

牛山アドバイザー

地域協議会というのは、たくさんの方の住民の意見を聴いて新市の行政に反映させる仕組みであるので、選挙を経て住民を代表し、いろいろな権限を有している議員とは性格が異なる。地域協議会は、行政への様々な住民参加の仕組みの一つとして位置づけて、市全体における制度トータルの中で考えるべきものだと思う。

報告事項

報告第11号 各種事務事業の取扱いについて(Ｃランク)その3

第1回合併協議会で決定された「事務事業一元化の基本方針」をもとに、専門部会(建築部会、選挙管理委員会部会、監査委員部会、会計部会)及び幹事会で協議(報告)された79項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について 第6回相模原市・藤野町合併協議会は、12月4日(日)午後2時から、相模原市消防指令センター4

階講堂において開催することが決まりました。

(詳しくは、8面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

アドバイザーからの一言

牛山アドバイザー

地域自治区は、合併によって自治体規模が大きくなり、編入合併される市町村の住民の声が、行政に届きにくくなることを避けるために設けられた制度である。地域自治区を設置した場合には、自治体の運営について、住民の代表機関である議会での議論、選挙で選ばれた市長が担う役割、そして地域協議会のような住民参加のあり方が、総合的に機能する必要がある。

藤野町の皆さんにとっては、合併で住民の声が行政に届かなくなるのではないかとといった心配があるため、この仕組みをずっと続けてほしいという気持ちがあるのは当然だと思う。そこで、現在、相模原市で議論されている都市内分権をどのように具体化し、今後これをどのような形で合併後の新市の中で具体化していくのかなどについて、地域自治のあり方、市政全体への住民参加・協働のあり方を含め、議論を詰めていくことになると思う。

この合併で、暮らしやすい地域社会が生まれるためには、新しい自治体を構成する共通の議論の場を作りながら、新市のあり方について議論をさらに進めていくことになると思う。

地域自治区の設置に関する協議

地域自治区の設置

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤野町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

地域自治区の名称

第2条 地域自治区の名称は、藤野町とする。

地域自治区の設置期間

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。

地域自治区の事務所

第4条 地域自治区の事務所(以下「事務所」という。)の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
藤野町	相模原市藤野町小淵2000番地	藤野町地域自治区事務所	合併前の藤野町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

地域協議会の設置

第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。
2 地域協議会の名称は、藤野町地域協議会とする。

地域協議会の構成員

- 第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 3 構成員の定数は、30人以内とする。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任を妨げない。
- 6 構成員には、報酬は、支給しない。

地域協議会の会長及び副会長

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
(2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき

地域協議会の権限

- 第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認められるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
(1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項
(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
(3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かなければならない。
(1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
(2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項
(3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会の会議

- 第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開く

- ことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

委任

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

市役所・総合事務所と藤野町地域自治区のイメージ

